

コーポレートガバナンスコード改定案についてのパブリックコメント

コーポレートガバナンスコードの改訂案に対するコメント

原則 1-3 株主総会で相当数の反対があった会社提案議案

この原則および解釈指針が実効性を有するにはまだ不明瞭なものに留まっている。翌年の株主総会における株主の権利行使が十分に確保できるように、「取締役会は、翌年の株主総会の3か月前までに、どのような原因究明と対処がなされたか、対処しなかった場合にはその理由を、法定あるいは任意の開示書類において明らかにすべきである。また株主からの提案議案につき可決には至らなかったものの相当数の賛成票が投じられた場合も同様である。」と原則に追記あるいは解釈指針を変更すべきである。また「相当数」につき英国のコーポレートガバナンスコードと同様に「20%」基準を示すことが明瞭化に資する。

原則 4-5 取締役会の役割・責務IV：サステナビリティを巡る取組み

解釈指針の第1段落において、「ISSBがIFRS S2（気候関連基準）を定め、これを受けて日本でもサステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ開示テーマ別基準第2号（気候関連開示基準）を策定している。気候変動を巡る取組みにおいては、炭素排出削減目標とこれを実現する移行計画が不可欠であることから、取締役会において脱炭素移行計画を策定し、事業計画の一部となるよう取り組むべきである。」と追記すべきである。

原則 4-7 任意の仕組みの活用

取締役会内における任意の委員会は、指名委員会、報酬委員会に限られるべきでない。「脱炭素移行計画を取締役会レベルにおいて十分に審議して適切に助言し、また脱炭素移行計画の遂行を監督するため、社外取締役を主要な構成員とする取締役会内における任意のサステナビリティ委員会を設置して活用すべきである。」と追記すべきである。

原則 4-9 独立社外取締役の質の確保

取締役会がサステナビリティ課題に適切に取り組むためには、社外取締役の資質としてサステナビリティ課題の十分な理解を有することを求め、少なくとも1名がサステナビリティを専門とする者であることを明記すべきである。

原則 4-12 独立社外取締役の機能発揮

独立社外取締役の機能発揮には、取締役会の開催時における審議の充実も重要であるが時間的制約が大きいことから、取締役会の内部委員会における時間を尽くした審議が機能発揮のために重要である。とりわけ指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社においては、諸々の広い法定権限を有する監査委員会および監査等委員会が十分に機能する必要がある。しかるに今回のガバナンスコードの改訂案においては、監査委員会および監査等委員会が積極的かつ能動的にその役割を果たすべきことを明示する原則が欠けており、それを追加的に新たに規定すべきである。

とりわけ ISSB が IFRS S2（気候関連基準）を定め、これを受けて日本でもサステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号（気候関連開示基準）を策定したことは、気候関連のリスクが、重要な財務リスクであることを示している。監査委員会および監査等委員会が気候関連のリスクの回避において積極的かつ能動的な役割を果たすべきことが監査委員会および監査等委員会に関する新たな原則において示されるべきである。

以上

Nothing in this document constitutes legal advice and nothing stated in this document should be treated as an authoritative statement of the law on any particular aspect or in any specific case. The contents of this document are for general information purposes only. Action should not be taken on the basis of this document alone. ClientEarth endeavours to ensure that the information it provides is correct, but no warranty, express or implied, is given as to its accuracy and ClientEarth does not accept any responsibility for any decisions made in reliance on this document.

北京 ベルリン ブリュッセル 東京 ロンドン ロサンゼルス ルクセンブルク マドリード ワルシャワ

ClientEarth は、非営利の環境法律団体です。ClientEarth は、イングランドとウェールズで登録された保証有限責任会社（登録番号 02863827）および慈善団体（登録番号 1053988）、登録事務所 The Joinery 34 Drayton Park, London, England, N5 1PB、ベルギーで登録された国際非営利団体 ClientEarth AISBL（登録番号 0714.925.038）、ドイツの登録企業である ClientEarth GmbH（HRB 202487 B）、ポーランドの登録財団である Fundacja ClientEarth Poland（KRS 0000364218、NIP 701025 4208）、米国 501(c)(3)の登録団体である ClientEarth US（EIN 81-0722756）、中国の登録支社である ClientEarth Beijing Representative Office（登録番号 G1110000MA0095H836）日本における登録子会社、一般社団法人クライアントアース（法人番号 6010405022079）、そしてオーストラリアにおける登録子会社および保証有限責任会社、ClientEarth Oceania Limited（法人番号 664010655）です。